

令和5年度第3回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年6月19日(月)午前9時30分～午前10時22分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中21名)

荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、伊藤 良雄、伊藤 良一、井上 浩一郎、
上田 正士、小野 基之、片山 潤之、賀屋 忠之、神田 一夫、
重國 誠司、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、原田 好子、
藤村 守、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、
吉富 崇子

(2)欠席委員(3名)

長尾 誠大、藤原 敏郎、海地 博志

(3)事務局

岸本局長・森原参事・岩瀬副主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

安田会長

皆様、おはようございます。

これより令和5年度第3回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

伊藤 三枝子（いとう みえこ）委員 及び、

伊藤 良雄（いとう よしお）委員 をお願いいたします。

まず、審議を保留しておりました令和5年度第2回総会、農地法第5条の議案第44号と第46号から49号について継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

事務局小倉

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

議案第1号から議案第5号、令和5年度第2回総会農地法第5条議案第44号及び議案第46号から議案第49号、いずれも、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

これらの事案につきましては、山口市生活環境の保全に関する条例に定める届出がなされておらず、総会において保留となっておりましたが、この度、届出が提出されましたので、総会に諮るものです。

申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくをお願いします。

安田会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【発言なし】

安田会長

御意見がないようですので、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。

只今審議しました議案について、採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、只今審議しました継続審議に係る議案については、すべて「許可」といたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局小倉

議案3ページをお開きください。合わせて、参考位置図2ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第6号、上小鯖、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は165アールとなります。

議案第7号、宮野上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は1アールとなります。

議案第8号、吉田、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は78アールとなります。

議案第9号、陶、有償移転です。

申請人は、市内に本店を有する、農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は23アールとなります。

議案第10号、陶、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は65アールとなります。

議案第11号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は111アールとなります。

議案第12号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は34アールとなります。

議案第13号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は77アールとなります。

議案第14号、名田島、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は230アールとなります。

議案第15号、秋穂二島、無償移転です。

申請人は、山陽小野田市内に居住する者です。

取得後の経営規模は10アールとなります。

議案第16号、秋穂東、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は134アールとなります。

議案第17号、江崎、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は29アールとなります。

議案第18号、江崎、有償移転です。

申請人は、長門市内に居住する者です。

取得後の経営規模は1アールとなります。

議案第19号、江崎、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は4アールとなります。

議案第20号、小郡下郷、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は111アールとなります。

議案第21号、阿知須、無償移転です。

申請人は、宇部市内に居住する者です。

取得後の経営規模は254アールとなります。

議案第22号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は108アールとなります。

議案第23号、徳地串、有償移転です。

申請人は、福岡県遠賀郡岡垣町内に居住する者です。

取得後の経営規模は22アールとなります。

議案第24号、徳地上村、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は422アールとなります。

議案第25号、阿東徳佐下、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は88アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A委員

徳地の23号議案ですが、農地の取得を予定している方は、福岡在住ですが、あちこち点在している22アールの土地を耕作できるのでしょうか。

事務局

農地の取得予定者は、現在、福岡県で農業しており、徳地に移住し営農する予定です。現在の土地の所有者は、大阪在住の方で相続により農地の所有者になっており、このたび、福岡の方がその土地を取得し、宅地および付随する農地を取得し、移住し野菜栽培など営農する予定です。

B委員

土地の所有者は、大阪に住んでおりもう帰られないということで、農地の取得予定者は、事務局に確認してもらった結果、地域の方々に挨拶もされ人当たりもよく、取得予定の農地が点在していることについても、福岡で営農している経験もあり、徳地に移住し自分なりに

営農していきたいとのことでした。

串地域も、過疎が激しい土地なので、移住され営農されることについて周辺で営農している人方々も期待しているところです。

C委員

良い方が来られ、よかったですね。年齢は何歳ぐらいですか。

事務局

70歳ぐらいです。

会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、すべて「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案17ページをお開きください。合わせて、参考位置図24ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第26号、大内氷上四丁目、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅を建築するものです。

議案第27号、楠木町、用途地域内にある第3種農地に、宅地を造成するものです

議案第28号、湯田温泉六丁目、用途地域内にある第3種農地で、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

議案第29号、維新公園一丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地を造成するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行といたします。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【発言なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については「許可」といたし

ます。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案20ページをお開きください。合わせて、参考位置図28ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第30号、下小鯖、公共施設に近い第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第31号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第32号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第33号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地で、進入路の拡張を行うものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和6年2月29日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第34号、大内矢田北三丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第35号、大内矢田北六丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第36号、大内中央二丁目、用途地域内にある第3種農地で、共同住宅の駐車場の敷地を拡張するものです。

議案第37号、大内御堀五丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第38号、大内御堀五丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第39号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第40号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第41号、宮野下、用途地域内にある第3種農地に、駐車場および資材置場を整備するものです。

議案第42号、吉敷中東三丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第43号、維新公園一丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第44号及び議案第45号は、工事車両の通行用仮設道について、所有者より永続的に利用できる道路にしたいとの要望が出たことにより、全体の計画を見直す可能性が出てきたことから、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があるため、保留とするものです。

議案第46号、陶、用途地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第47号、嘉川、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅を建築するものです。

議案第48号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築し販売するものです。

議案第49号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、共同住宅を建築するものです。

議案第50号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第51号、深溝、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅の庭の敷地を拡張するものです。

議案第52号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地で、通路を拡幅するものです。

議案第53号、小郡下郷、公共施設から比較的近い第2種農地に、共同住宅を建築するものです。

議案第54号、阿知須、用途地域内にある第3種農地に、店舗を建築するものです。

議案第55号、徳地船路、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、車庫及び駐車場を整備するものです。

議案第56号、徳地山畑、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第57号、徳地堀です。この事案につきましては、議案38ページ、議案第60号、4条事業計画変更と同一事業のため、合わせて御説明いたします。

この事案につきましては、令和4年10月28日付けで資材置場を目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、許可後さらに事業規模が拡大し、当初申請面積では手狭とな

るため、資材置場の面積を拡張するとともに、隣接農地の所有者から耕作効率向上のため、一部土地を交換してほしいとの要望が出たことから、それに応じるため、期間の延長、施設等の概要及び計画面積の変更を申し出るものです。

議案第58号、徳地堀、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

C委員

大内の37号38号2件の申請は一体の開発になり、開発の許可を要するのではないですか。

A委員

本来なら開発に係るが、開発行為には道路が必要であるが、道路が作れないため、違う業者に買い取ってもらうということで、それぞれべつの業者が取得し、宅地分譲を行うため、開発許可は不要であると聞いています。

事務局

開発担当課に確認したところ、それぞれの面積が開発許可を要する面積以下なので、開発許可はいらないということでした。

事務局

開発担当課と事前協議した結果、このような結論に至っているところです。

C委員

一般論として、開発についてどのような場合が一体なり、どのような場合が一体とならないのか知りたいのですが。

事務局

一般論は分からないので、開発担当課に確認し、次回の総会で説明します。

【発言なし】

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第30号、議案第46号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案37ページをお開きください。合わせて、参考位置図54ページを御覧ください。

議案第59号、小郡上郷、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に資材置

場を整備するものです。

この事案につきましては、令和3年3月19日付で、資材置場を転用目的とした農地法第5条に基づく許可を受けましたが、中国自動車道の工事延長に伴い、引き続き土地を借りて工事を行うため期間の延長を申し出るものです。

なお、この事案については一時転用であり、申請人からは令和7年3月31日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第60号につきましては、議案第57号と合わせて御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められ、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、川西地区及び徳地地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【発言なし】

会長

以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、裁決を行います。すべて「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました事業計画変更については「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案39ページをお開きください。

議案第61号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計90筆 120,206㎡でございます。

なお、今月はこのうち18筆25,795㎡の所有権移転申請がございました。詳細は議案の40ページから43ページの記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【発言なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。
事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案44ページをお開きください。

議案第62号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。
地区協議会において協議していただいたとおり、合計20筆 32,208㎡でございます。
計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【発言なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、農用地区域の変更についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案45ページをお開きください。

議案第63号、農用地区域の変更について説明いたします。

地区協議会において審議していただいたとおり、除外が7件、4,967㎡、用途変更が4件、495.17㎡でございます。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【発言なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地区域の変更について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、農用地区域の変更については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案46ページをお開きください。合わせて、参考位置図56ページを御覧ください。

議案第64号から議案第71号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、中央地区4件、川東地区2件、川西地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第64号、第70号については、荒廃で面積が500㎡以上ですので本日の会議にお諮りするものです。

議案第65号から第69号及び第71号については、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【発言なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、現況証明について全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。6月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり

り全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【発言なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【発言なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和5年度第3回山口市農業委員会総会議事録である。

令和5年6月19日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 伊藤 三枝子

署名委員 伊藤 良雄

記 録 者 岩瀬 彰英